平成２１年（フ）第２１１号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸76番地の３
債務者　清水　教子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２９７号
奈良県葛城市兵家727番地
債務者　筒井　正子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３９８号
奈良県橿原市常盤町84番地の１バリュージュ植善Ｄ棟202
債務者　向井　直美（旧姓宮畑）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４３６号
奈良県橿原市上品寺町236番地の１ルイシャトレ大和八木204号
債務者　平石　浩司
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４４３号
奈良県磯城郡川西町大字結崎562番地　清楽荘７号
債務者　福本　利男
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４４６号
奈良県北葛城郡広陵町大字疋相62番地４
債務者　髙谷　信也
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４４８号
奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目35番３－302号
債務者　楠本　早苗
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
奈良県御所市大字南郷857番地
債務者　永友さとみ
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４５３号
奈良県宇陀市榛原区ひのき坂３丁目14番地の13
債務者　藤井　　孝
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４５４号
奈良県香芝市逢坂２丁目578番地の４　サニーヴィラＣ棟102号
債務者　中岡　由希
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４５７号
奈良県磯城郡田原本町大字鍵145番地の４
債務者　寺下美由紀
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４５９号
奈良県御所市大字東松本44番地
債務者　水田千代子（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
岩手県一関市字宇南３番地２－１号、前住所岩手県一関市花泉町花泉字駒場43番地９
債務者　千葉　和弘（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１１２号
岩手県一関市宮前町11番23号、前住所岩手県一関市舞川字根岸24番地
債務者　佐藤　　敬
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１６２号
岩手県一関市萩荘字釜ケ淵108番地１　市営釜ケ淵アパート１―131
債務者　小野寺康貴
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１６９号
岩手県一関市萩荘字駒下72番地３　コーポチバ101
債務者　菅原　勝一
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第４０９号
奈良県橿原市四分町291番地
債務者　吉田　光晴
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係